

宇部市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成 24 年 3 月 30 日 / 条例第 10 号 (平成 25 年 9 月 30 日改正)

(目的)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正を図り、もって公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(経営の主体)

第 3 条 法第 10 条第 1 項の許可（以下「墓地等の経営の許可」という。）を受けて墓地等を経営しようとする者は、利用者の安定的な利用に資するため、永続性及び非営利性を確保し、かつ、周辺的生活環境との調和に十分配慮することができる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

地方公共団体

宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項の宗教法人のうち、登記された事務所を 3 年以上市内に有するもの

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号の公益法人のうち、登記された事務所を市内に有するもの

(墓地の設置場所)

第 4 条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、周辺的生活環境との調和、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

墓地を営もうとする者が所有する土地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）で、墓地以外の敷地と明確に区画された土地であること。

鉄道、国道、主要な地方道、河川及び海岸から 50m 以上離れた場所であること。

住宅及び公園、学校、病院その他公共的施設（以下「住宅等」という。）から 100 m 以上離れた場所であること。

高燥かつ飲料水を汚染するおそれがない場所であること。

前各号に掲げるもののほか、市規則で定める場所以外の場所であること。

(墓地の構造設備の基準)

第 5 条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

周囲は外部と明確な区画がなされ、かつ、外部から見通すことができない構造であること。

墓地内には、各墳墓に接続する通路を設け、その幅員は 1 m 以上であること。

墓地内に排水設備を有し、墓地内からの土砂の流出を防止し、かつ、雨水その他の地表水が停滞しない構造であること。

崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、擁壁の設置等安全上必要な措置

が講ぜられるように設計が定められていること。

墓地内には、墓地の利用者が使用しやすい位置に給水設備、ごみ集積場等が設けられていること。

埋葬を行う墳墓については、埋葬を行う場合の覆土の厚さが1 m以上となる構造であること。

2 墳墓を設ける区域を変更しようとする場合の構造設備の基準は、墓地の構造設備の基準に準ずる。

(納骨堂の設置場所)

第6条 納骨堂の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、周辺の生活環境との調和、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

納骨堂を經營しようとする者が所有する土地(所有権以外の権利が存しないものに限る。)で、納骨堂以外の敷地と明確に区画された土地であること。

住宅等から50m以上離れた場所であること。

前2号に掲げるもののほか、市規則に定める場所以外の場所であること。

(納骨堂の構造設備の基準)

第7条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

耐火建築構造であること。

出入口は施錠できる構造であること。

適当な換気設備が設けられていること。

(火葬場の設置場所)

第8条 火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、周辺の生活環境との調和、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

火葬場を經營しようとする者が所有する土地(所有権以外の権利が存しないものに限る。)で、火葬場以外の敷地と明確に区画された土地であること。

住宅等から220m以上離れた場所であること。

前2号に掲げるもののほか、市規則に定める場所以外の場所であること。

(火葬場の構造設備の基準)

第9条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

周囲には、塀又は生垣が設けられていること。

火葬炉には、防臭及び防じんの設備等環境保全上必要な設備が設けられていること。

(計画の事前協議等)

第10条 第15条の許可の申請をしようとする者(以下「協議者」という。)は、事前に墓地等の經營に係る計画について市長に協議を申し出なければならない。

2 市長は、前項に規定する協議(以下「事前協議」という。)の申出があったときは、当該計画に係る法令規制の状況等について関係機関の意見を聴くものとする。

3 市長は、この条例及びこの条例に基づく市規則で定める基準並びに前項に規定する関

係機関の意見に基づき、公衆衛生その他公共の福祉の見地から墓地等の経営に係る計画の内容を審査し、その結果を協議者に通知するものとする。

- 4 前項の規定により墓地等の経営に係る計画の内容が適正である旨の通知（以下「計画適正通知」という。）があった後において、次の各号に該当するときは、協議者は、あらかじめ事前協議を行わなければならない。

当該計画の内容に錯誤があるとき。

協議者において当該計画の重要事項について変更する必要があるとき。

当該通知で示す期限までに第 15 条の許可の申請をしなかったとき。

（説明会の開催等）

第 11 条 協議者は、墓地等の経営に係る計画について、市規則で定めるところにより、周辺住民等に説明をしなければならない。

- 2 協議者は、前項の説明を終了したときは、市規則で定める方法により、市長に報告しなければならない。

（周辺住民等の意見の申出）

第 12 条 周辺住民等は、市規則で定めるところにより、墓地等の経営に係る計画について、次に掲げる意見を市長に申し出ることができる。

公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見

構造設備と周辺環境との調和に関する意見

建設工事の方法等に関する意見

- 2 前項の規定による申出があったときは、協議者は、周辺住民等と協議を行わなければならない。
- 3 協議者は、前項の規定により協議を行ったときは、市規則で定めるところにより、当該協議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

（整備工事の着手等）

第 13 条 協議者は、計画適正通知を受けた後でなければ、墓地等の設置に係る工事（以下「整備工事」という。）に着手してはならない。ただし、第 19 条の規定による届出があった場合は、この限りでない。

- 2 協議者は、墓地等の経営に係る計画及び整備工事の概要について周知を図るため、市規則で定める基準により、標識を設置しなければならない。

（整備工事の完了の届出及び検査）

第 14 条 協議者は、整備工事が完了したときは、市長に届け出て検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する検査の結果、当該整備工事がこの条例及びこの条例に基づく市規則で定める基準に適合していると認めるときは、その旨を協議者に通知するものとする。

- 3 第 1 項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、整備工事の施工状況について検査を行うことができる。

（経営の許可の申請）

第 15 条 墓地等の経営の許可を受けようとする者は、市規則に定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請は、前条第 2 項の規定による通知を受けた後に行うものとする。
(経営の許可の決定)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許可の決定にあたっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。
(変更の許可)

第 17 条 法第 10 条第 2 項の規定による変更の許可(以下「変更の許可」という。)を受けようとする者は、市規則に定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、変更の内容が第 4 条から第 9 条までに規定する要件に該当しないときは、変更の許可をしてはならない。
3 変更の許可に係る事前協議、整備工事、申請その他手続については、第 10 条から第 14 条まで、第 15 条第 2 項及び前条の規定を準用する。
(廃止の許可)

第 18 条 法第 10 条第 2 項の規定による廃止の許可(以下「廃止の許可」という。)を受けようとする者は、事前に墓地等の廃止に係る計画について市長に説明を行い、及び市規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、廃止の許可をしてはならない。
墓地又は納骨堂においては、利用者全員の同意を得ていること。
墓地又は納骨堂においては、改葬の手続が完了していること。
墓地又は納骨堂においては、墳墓、建物その他の施設を撤去していること。

3 廃止の許可に係る決定については、第 16 条の規定を準用する。
(みなし許可に係る届出)

第 19 条 法第 11 条の規定により法第 10 条の許可があったものとみなされる墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止があったときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(経営の承継)

第 20 条 墓地又は納骨堂の経営を承継させようとする者(以下「被承継者」という。)は廃止の許可を、当該墓地又は納骨堂の経営を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は墓地等の経営の許可を受けなければならない。

2 市長は、墓地又は納骨堂の経営をその墓地の区域又は納骨堂の施設及びこれらに付帯する構造設備の形状を変更することなく承継する場合であって、市規則で定める要件を満たすときは、被承継者に対しては第 18 条第 2 項に定める基準を、承継者に対しては第 4 条から第 7 条まで、第 10 条から第 14 条まで、及び第 15 条第 2 項の規定を適用しないことができる。

(名称等の変更の届出)

第 21 条 墓地等の経営者は、墓地等の名称その他市規則で定める事項に変更があったときは、速やかに当該変更の内容を市長に届け出なければならない。

(利用者の募集)

第 22 条 墓地等の経営者は、墓地等の利用者の募集をするときは、第 16 条の規定による許可の決定の通知を受けた後又は第 19 条の規定による届出の後に開始しなければならない。

2 墓地等の経営者は、新聞等で墓地等の利用者の募集の広告を行うときは、当該広告において、市規則で定める内容を明示しなければならない。

(管理者の講ずべき措置)

第 23 条 墓地等の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

墓地等を常に清潔に保つこと。

墳墓が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずるとともに、当該墳墓の所有者に修復等必要な措置を講ずることを求めること。

納骨堂又は火葬場の構造設備及び施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。

その他墓地等を適切に維持管理すること。

(指導)

第 24 条 市長は、第 10 条から第 22 条まで(第 16 条を除く。)に規定する手続きを行わない者に対し、必要な指導を行うことができる。

2 市長は、第 13 条第 1 項本文(第 17 条第 3 項の規定により準用する場合を含む。)の規定に違反して整備工事を行っている者に対し、直ちに当該整備工事を中止させ、原状回復その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

3 市長は、前 2 項に規定するもののほか、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第 25 条 市長は、前条のいずれかの規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、これに従うよう勧告することができる。

(公表等)

第 26 条 市長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、法第 19 条に規定する命令若しくは取消しをし、又は次に掲げる事項を公表することができる。

勧告に従わない者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

墓地等の名称及び所在地

勧告の内容

(報告の徴収)

第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、墓地等の経営者に対し、墓地等の経営に関する報告を求めることができる。

(立入検査)

第 28 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に墓地等に立ち入らせ、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させること(以下「立入検査」という。)ができる。墓地等の経営の許可又は変更の許可を受けようとする区域又は施設についても、同様とする。

2 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 関係人は、正当な事由がない限り、立入検査に協力しなければならない。

4 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 10 条に規定する事前協議に準じた手続が開始された墓地等の経営の許可に係る手続並びに墓地等の設置場所及び構造設備の基準は、なお従前の例による。

3 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの間における第 3 条第 3 号の規定の適用については、同号中「公益法人」とあるのは、「公益法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 40 条の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続する法人を含む。)」とする。

附 則

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条、第 6 条及び第 8 条の規定は、この条例の施行日以後にされる第 15 条に規定する墓地等の経営の許可の申請又は第 17 条に規定する変更の許可の申請に係る墓地等の設置場所の基準について適用する。